

全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長
及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議

保険局高齢者医療課説明資料（別紙）

○難病に係る高額療養費の見直しについて

平成 2 1 年 2 月 1 2 日

事 務 連 絡
平成21年1月13日

都道府県後期高齢者医療主管課（部） 御中
指定都市後期高齢者医療主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

特定疾患治療研究事業等の対象療養に係る所得に応じた
自己負担限度額の設定について

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の運営につきましては、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長寿医療制度を含む各医療保険制度における特定疾患治療研究事業及び小児慢性疾患治療研究事業（以下「特定疾患治療研究事業等」という。）の対象療養に係る自己負担限度額については、これまで一律の額としていましたが、今後、原則どおり所得に応じた額とすることとし、その具体的な内容について検討を進めております。

詳細については、おってお示しさせていただきますが、現時点における基本的考え方について、下記のとおり情報提供いたしますので、御了知の程お願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

記

1. 概要

公費負担医療に係る高額療養費の自己負担限度額については、受給者証等により医療機関の窓口で確認できないこと等から、所得にかかわらず一律の額（入院：44,400円、外来：12,000円）としてきたところであるが、今般、特定疾患治療研究事業等の対象療養に係る自己負担限度額については、都道府県において所得が把握されていること等を踏まえ、原則どおり所得に応じた額とし、あわせて多数回該当の場合の自己負担限度額の軽減を行うこととする。（なお、今回の改正により、公費負担後の最終的な患者負担の金額は変わらない。）

なお、国の来年度予算においては、別途、治療・診断法の確立など難病の治療研究を拡充することとしており、これにより中長期的には各医療保険制度における医療費の低減が

図られるものと考えている。

2. 今後の対応等

(1) 給付費への影響等

今回、特定疾患治療研究事業等の対象療養に係る自己負担限度額を所得に応じた額とすることにより、各医療保険制度においては一定程度給付費が増加するが、長寿医療制度における給付費への影響額は概ね30億円程度と見込んでいる。

なお、標準システム改修経費については、平成20年度予算において対応することとしている。

(2) 法令上の対応

高齢者の医療の確保に関する法律施行令等を改正する方向で検討中である。

(3) 実務上の対応

今後、所得区分の変更時の把握方法、多数回該当の適用方法等について、その詳細をお示しする。

(4) 実施時期

平成21年5月診療分から実施する方向で検討中である。